

# 高知市地域公共交通計画改訂業務委託 仕様書

## 第1章 総則

### 1 業務目的

高知市では、多様な交通手段が相互に連携した、将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築し、総合的かつ戦略的に公共交通政策を展開・推進することを目的として、令和4年3月に「2022 高知市地域公共交通計画」を策定した。しかし、公共交通を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化、自動車社会の定着により利用者は減少の一途をたどり、さらには、長引くコロナ禍や物価高騰の影響のみならず担い手不足も深刻化しており、一層厳しい環境下に置かれている。また、全国的な動きとして、自動運転バスや日本版ライドシェア、タクシーを活用したDX事業など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本業務は、こうした社会情勢や、高知市における課題を明確にし、真に持続可能な地域公共交通を確保・維持していくために、施策や事業を検討し、新たな「高知市地域公共交通計画」を策定するものである。

策定にあたっては、現計画に加え、令和4年12月から高知市における公共交通の抜本的なあり方を検討し令和5年11月にとりまとめた「**高知市地域公共交通あり方検討結果報告書**」も元計画として、また、「高知市地域公共交通会議」及び令和6年度から「あり方検討」で提言を受けた事項について専門的に協議を行う「**高知市地域公共交通リ・デザイン分科会**」での議論も基本的な方針として認識しておくこと。また、令和7年度に高知県で「**高知県地域公共交通活性化協議会路面電車あり方検討会**」を実施しており、この内容も踏まえるものとする。

そのほか、令和8年3月に開催した「高知市地域公共交通会議」で改訂する公共交通計画の基本目標・事業・主な具体策等についてはすでに方向性を示しており、この内容に基づき改訂作業を行うものとする。

### 2 業務委託期間

契約締結の翌日から 令和9年3月15日 までとする。

### 3 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間とする。

### 4 業務対象地域

本業務の対象地域は、高知市全域とする。

## 5 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合は、発注者、受注者協議の上これを定める。

## 6 管理技術者、照査技術者及び主担当技術者の要件

### ・管理技術者

- (1) 管理技術者は、本業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- (2) 管理技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
  - ・技術士(総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画)
  - ・技術士(建設部門/都市及び地方計画)
  - ・RCCM(都市計画及び地方計画)
- (3) 管理技術者は、過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、管理技術者として誠実に履行した実績がある。

### ・照査技術者

- (1) 照査技術者は、本業務の照査に関する一切の事項を処理するものとする。
- (2) 照査技術者は、以下の資格のいずれかを保有していなければならない。
  - ・技術士(総合技術監理部門/建設-都市及び地方計画)
  - ・技術士(建設部門/都市及び地方計画)
  - ・RCCM(都市計画及び地方計画)
- (3) 照査技術者は、過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、照査技術者として誠実に履行した実績がある。

### ・主担当技術者の要件

- (1) 主担当技術者は、過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)において、地方公共団体又は地方公共団体が事務局を務める協議会等が発注する改正法に基づく「地域公共交通計画」の策定に伴う業務について、管理技術者又は担当技術者として誠実に履行した実績がある。

## 7 協議・打合せ等

協議等は、業務の着手時・中間時(3回)・成果品納入時の計5回を予定する。

なお、進捗報告等は概ね月1回の頻度で実施するものとし、WEB会議による実施も可能とする。また、その他の協議や打合せが必要な場合は、調整のうえ、適宜実施するものとする。併せて、協議および打合せ(電話を含む)の内容は記録し、発注者へ提出する

ものとする。

## 第2章 業務の内容

地域公共交通計画策定のため、次の業務を行うこととする。なお、次に掲げる業務は、策定にあたり必要と考えられる事項を示したものであり、受注者の提案を踏まえ調整することとする。また、各セクションにおいて、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、概念図や事例、写真、可視化（イラスト等）などの活用により、誰しものが共通認識を得られるよう工夫すること。

また、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている路線等について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定されている計画への記載が必要な事項に留意すること。

### 1 業務方針の検討

本業務を遂行していく上での実施方針や作業スケジュール、実施体制等を検討し、下記を作成する。

- (1)業務計画書
- (2)委託業務着手届
- (3)工程表
- (4)委託業務完了届

(1)～(4)は、契約締結後30日以内に提出し、発注者の承認を得ることとする。また、変更が生じる場合は、発注者の承認を得なければならない。

なお、本業務は、「2022 高知市地域公共交通計画」「高知市地域公共交通あり方検討結果報告書」及び「高知市地域公共交通会議」「高知市地域公共交通リ・デザイン分科会」での協議事項を踏まえ、計画を作成するものとする。

### 2 現状診断（現状把握+課題の洗い出し）

地域公共交通計画の作成に向け、都市構造や地域交通の現状と課題、地域特性及び将来の見通しを可視化し、地域交通の現状診断を実施する。

#### (1) 上位計画の整理

高知市総合計画、高知市都市計画マスタープラン、高知市立地適正化計画、高知市交通基本計画等の上位・関連計画との関係を整理する。前計画及びこれまでの「リ・デザイン分科会」等でまとめているので、その資料を活用すること。

また、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」としての公共交通計画の位置づけや、リ・デザインほか昨今の国の動向についても取りまとめ記載すること。

## (2) 地域概況の整理

人口及び少子・高齢化の動向や分布、土地利用、市街化状況、その他社会・経済の動向、商業・医療・観光の主要施設の立地状況や移動手段の状況、送迎車両運行状況など、地域の概況及び特性について整理を行う。

## (3) 地域公共交通等のデータ整理

高知市内で運行されている鉄軌道や路線バス、デマンド型乗合タクシーなどの地域公共交通の運行状況や利用状況、移動の出発地・目的地の分布状況の把握、上位・関連計画の「公共交通軸」との整合、新たな交通ネットワーク検討に向けた情報等の地域交通の現状を把握するため、各種モビリティデータを収集・整理し、データの重ね合わせによる可視化、分析方法を検討し、整理すること。分析の際には、時間帯・曜日・天候等による変動に留意すること。

なお、収集・整理するデータについては、e-Stat 統計地理情報システムや国土数値情報、GTFS 等のオープンデータや高知市等自治体の保有する都市・交通に関連するデータを活用することを想定する。また、検討過程において交通事業者等に提供を依頼し、これらのデータも活用すること。データ収集・分析を補完するため、必要に応じて事業者（他分野を含む。）などへのヒアリングを行う。必要な資料やデータの貸与を受けた場合は、厳重に管理し、本業務以外の目的に使用しないとともに、本業務が完了したときは、速やかに相手方に返還すること。

そのほか、令和7年度に高知県で実施している「路面電車の将来像検討のための調査委託業務」で実施したアンケート結果も整理・分析に活用すること。

また、高知市における公共交通維持に係る補助金の状況についてもとりまとめること。

### <モビリティデータの例>

|         |             |
|---------|-------------|
| 現状把握の視点 | 収集・整理するデータ例 |
|---------|-------------|

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 人口情報                       | 居住（夜間）人口、高齢人口、従業者数、運転免許保有者数、免許返納者数 等   |
| 地域特性情報                     | 事業所・従業者数、立地適正化計画で定めた拠点・軸、施設分布情報（医療機関・福祉施設、学校、お出かけ先、観光資源）等                                    |
| 交通ネットワーク情報                 | JR・路面電車・バス・デマンド型乗合タクシーの系統・区域情報、サービスレベルの情報 等  |
| 交通サービス利用情報                 | JR・路面電車・バス・デマンド型乗合タクシーなどの停留所（もしくは乗降場所）別乗降人数・停留所（もしくは乗降場所）間流動、各乗務員数の推移 等                      |
| 潜在需要情報・新たな交通ネットワーク検討に向けた情報 | 将来の人口動向、将来の開発計画、交通手段別の発生集中交通量・分布交通量、各交通モードの乗務員推計、逸失需要等、現在の交通モードから異なるモードへの代替についての判断材料とするための情報 |

※地域公共交通計画の「アップデートガイダンス」を参照し整理すること。

#### <データによる可視化のイメージ>

| 可視化する内容               | 重ね合わせる情報・データ |      |          |          |                  |
|-----------------------|--------------|------|----------|----------|------------------|
|                       | 人口           | 地域特性 | 交通ネットワーク | 交通サービス利用 | 潜在需要・新たな交通ネットワーク |
| 移動の出発地・目的地の分布状況       | ●            | ●    |          |          |                  |
| 「交通空白」の実態             | ●            | ●    | ●        |          |                  |
| 上位・関連計画の「公共交通軸」との整合   | ●            | ●    | ●        |          |                  |
| 交通サービスの需要と供給ギャップ      | ●            | ●    | ●        | ●        |                  |
| 現在の交通サービスが顕在化できていない需要 | ●            | ●    | ●        | ●        | ●                |

※「交通空白」については、居住人口の属性、人口密度、移動の目的、運行の時間帯、勾配高低差などの要素を考慮して、「誰もがアクセスできる移動の足がない又は利用しづらい」地域を判断するための基準についても検討すること。また、それを踏まえ、「公共交通カバー圏域及びカバー率」も示すこと。

#### (4) 高知市における地域公共交通の課題の整理

まず、ガイダンスで示されている3つの観点（公共交通軸と拠点の充実・保証、「交通空白」における移動の確保、持続可能性・実現可能性の確保）や、利用者目

線・事業者目線・まちづくり目線を踏まえながら、上記までの資料及びデータから、高知市における地域公共交通の問題点・課題を整理する。

次に、それぞれの課題について、ボトルネックとなっている課題の要因を分析し、さらに、次期計画において解決を図るべき課題の要因について、発注者などと協議しながら、重要度や緊急度（※）などを総合的に踏まえて優先順位を検討の上、選定する。

※重要度：まちづくりや交通戦略の方向性などと関連の深い課題

※緊急度：既に顕在化している課題や数年間以内に顕在化の可能性が高い課題

### 3 計画の策定

#### (1) 地域交通が目指す姿の設定

「2 現状診断」で整理した 問題点・課題 を解決するための基本方針、目標及び取り組みの方向性等についてとりまとめることとするが、**公共交通計画の基本方針・目標・事業・主な具体策等については令和8年3月27日に開催した「令和7年度第3回高知市地域公共交通」で提示している**ので、新たな作成は不要であるが、コンサルタントの視点から修正等の提案を行い、協議によりブラッシュアップを行うこととする。

また、高知市では乗務員のなり手不足が深刻化していることから、これまでの乗務員数のデータ及び将来的な乗務員数推計等を整理・分析し、交通事業者と協議したうえで目指す地域交通ネットワークを描くこと。乗務員数推計、5年後、10年後の人口動向の見通し、バス路線区間通過人数については、「**高知県地域公共交通活性化協議会路面電車あり方検討会**」において推計しており、その結果を用いて検討することとし、**新たに調査・推計を行う必要はない**。その際、交通モードや事業者間の垣根を超えて、地域や他分野（観光・福祉・教育・医療 など）も含めての持続可能なサービスを「共創」していく視点で検討を進めること。また、スクールバス等全ての輸送資源を最大限活用した無駄のない交通体系の整備を検討するほか、国や県の施策動向を踏まえた新たなモビリティサービスの実装やデジタル化への対応等の地域公共交通の利用促進策についても整理すること。

#### (2) 施策の設定

(1)で設定した計画目標の達成に向けて、高知市における現状を踏まえた具体的かつ実現可能な事業及び事業実施主体等について検討・設定する。基本的には「高知市地域公共交通会議」「リ・デザイン分科会」「高知県地域公共交通活性化協議会路面電車あり方検討会」で検討している施策とするが、他都市の状況や新たな知見により施策・事業の提案を行うとともに交通事業者との調整も行いとりまとめること。行政が実施するものだけでなく、交通事業者や市民が協力して実施するものも含めてと

りまとめること。

また、計画達成状況の評価の考え方・手法については、前計画で示されているが、課題の整理や地域交通が目指す姿に合わせ、必要に応じて以下について検討し、新たに定めること。

- ・ 地域公共交通利用者数、収支率、公的資金の投入額、地域公共交通の利用頻度、平均輸送密度等、定量的な計画目標（毎年度評価検証しやすい指標を中心に据え、費用のかかるものについては複数年度に一度とするなど持続的なモニタリングのための工夫を行う）
- ・ PDCAサイクルに基づいた計画の達成状況を確認するための評価手法

### (3) 計画の作成

上記(1)及び(2)を取りまとめ、地域公共交通計画に記載すべき事項に留意しながら、高知市地域公共交通計画及び概要版を作成する。また、計画は5年間であるが、さらに将来の居住人口・交通量・立地適正化計画等を踏まえた方向性についてもとりまとめる。

## 4 高知市地域公共交通会議等の運営支援

令和8年度に開催する「高知市地域公共交通会議」及び「高知市地域公共交通リ・デザイン分科会」等において、業務の成果（又は途中経過）を報告の上、意見聴取などを行うため、開催時期の概ね1カ月前までに報告用資料案を作成し、発注者に提出するとともに、会議当日において、資料の説明や質疑に対する対応などを行うこと。なお、当日の会議資料の印刷等も行うこと。開催時期は令和8年9月にリ・デザイン分科会を、11月に高知市地域公共交通会議を開催する計画であるが、状況により変更する。

また、地域公共交通計画（案）について、パブリックコメントを実施するので、その結果をとりまとめ、対応及び地域公共交通計画への反映を行うこと。

## 5 課題解決に向けた具体的施策（利便増進計画策定）検討業務

3(1)で目指す交通ネットワークのイメージを描くこととしているが、本項では、より具体的な検討を行うとともに、さらに将来の10年後を見据えた具体的な交通ネットワークを描くこととする。地域概況の将来予測及び整理した交通データやバス乗務員数の推計値から、優先的に残すバス路線の決定、交通結節点の落とし込み、需給バランスに応じた導入可能な交通モードを検討・設定することにより、5年後、10年後のネットワーク及びターミナルの具体的な将来像を描く。

これまでの「現状診断」及び「計画の策定」で検討した今後5年間の新たな交通ネットワークを踏まえ、乗務員不足への対応と利便性を確保した地域旅客運送サービスを持続可能なものとするため、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」や他

都市事例を参考としながら、利便増進計画の策定を見据え、高知市で実施可能な利便増進事業を検討する。検討の際には、路線バスの利用者数及び便数のシミュレーション、国庫補助等補助金の試算等も踏まえ、交通事業者等と協議を実施し、関係者の同意を得たうえで取りまとめを行うこと。

## 6 報告書作成

本業務での検討・実施内容について、業務報告書としてとりまとめを行い、本業務の成果品として、以下を提出する。

- ・業務報告書 A4ドッチファイル綴じ 2部
- ・高知市地域公共交通計画 本編（A4版縦・フルカラー印刷） 50部
- ・高知市地域公共交通計画 概要編（A3版横・フルカラー印刷） 20部
- ・当該業務で作成した各種資料・データ 1式
- ・電子データ（DVD-Rまたはコンパクトハードディスク） 1式

電子成果品は、PDF ファイル及びオリジナルファイル（PDF に変換前のデータ）とする。DVD-Rで納品する際、1枚に格納できない場合は、複数枚での納品も可能とする。

電子媒体の表面には、「発注年度」、「業務名」、「完了年月」、「発注機関名」、「受注者名」、「何枚目/全体枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を直接印刷するか、又は、記載したラベルシールを全面貼付けする。

電子データは、Microsoft 社製日本語ワープロソフト Microsoft Word® で作成することを基本とし、計画書に含む図等も Microsoft Word® に添付可能なものとする。

ウイルス対策ソフトは、信頼性の高いもので、最新のデータに更新したものを利用し、ウイルスチェックを行う。

受注者は、納品後3年以内に電子媒体の読み取りが不可能となった場合は、無償で再納品を行うものとする。

納入期限は令和9年3月15日とする。ただし、高知市地域公共交通計画本編及び概要版は2月に開催する高知市地域公共交通会議までに納品するものとする。

## 第3章 その他

- (1) 受注者は、過去に公共交通計画策定業務に携わり、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。過去5年間(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)において、中核市、政令指定都市又は中核市、政令指定都市が設立した協議会等が発注した公共交通に関する計画策定業務又は調査業務等をいずれも元請として受託し、完

了した実績を有すること。ただし、他支社又は営業所等の実績も含む。他都市の事例や国の動向等について高知市が説明を求めた際には適切に回答すること。

- (2) 本業務の実施にあたっては、本仕様書やその他関係法令、条例及び通達等を遵守するものとする。
- (3) 受注者は、個人情報保護法を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。このことは業務委託契約終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後、受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された時は、高知市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- (6) 本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 成果品の所有権及び全ての著作権は、高知市に帰属する。
- (8) この仕様書の定めのない事項については、双方協議の上実施するものとする。